

PL(生産物賠償責任)保険 不良完成品損害不担保について

生産物責任に関する最近のクレーム事例をご紹介します。

原材料・部品メーカーが、納入先である完成品メーカーから、納入した原材料・部品に欠陥があったために最終製品が不良品になったと訴えられた。
「欠陥部品は、製品に組み込まれ一体化しているので、その部分を取り除き、差し換えることは出来ない。出荷できなくなった最終製品全体の製造原価を賠償請求する」

(例)①液晶テレビ用の電子部品に欠陥があり、完成品である液晶テレビが不良品になった。
②パッケージ製造会社が、印刷の不具合により字がにじんだパッケージを供給してしまい、納入先の菓子メーカーは、そのパッケージを使用した菓子を販売できなくなった。

損害を被った完成品メーカーでは、厳しい経済環境を乗り切るために、コスト削減を図り、製品価格の引き下げに努力を重ねてきました。事例のように、突発的発生不良品の製造コストを自己負担する余裕はありません。

事故の原因が「原材料・部品の欠陥」にあるとすれば、当然 原材料・部品メーカーに賠償請求をすることになります。

このケースでは、原材料・部品メーカーのPL(生産物賠償責任)で、不良完成品全体の損害がカバーできるのでしょうか。

PL保険約款には、(保険金を支払わない場合—不良完成品損害)が自動付帯されており、不良完成品の損害は、免責となります。

供給した自社製品が原因で、最終商品が「不良完成品＝おしゃか」になっても、その「おしゃか損害」はPL保険の対象にならず、保険ではカバーできません。

「生産物追加特約条項第6条」— (保険金を支払わない場合—不良完成品損害)

当会社(保険会社)は、直接であると間接であるとを問わず、生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物が、滅失、毀損、または汚損したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

2. 当会社は、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害(障害に起因する死亡を含みます)に対しては、前項の規定は適用しません。

原材料・部品メーカーとしては、「生産物追加特約条項第6条」を打ち消して、おしゃか損害を保険の対象とする措置を講じておく必要があります。
そのためには保険会社に対し、「**不良完成品損害担保条項**」を付帯する交渉が必要となります。

昨今の製品開発競争の激化を背景に、自社製品の販路が従来と異なる先へと拡大していることも予測されます。

是非この機会に自社の生産物について、新たな最終製品に部品として組み込まれるケースはないか(海外も含む)、現状を改めて確認され、更に付保しているPL(生産物賠償)保険が実態に対応できる内容になっているかを点検するようお勧めいたします。

詳しくは当社担当にお問い合わせ下さい。

以上